

広報とうかい 臨時版

人・自然・文化が響き合うまち

Tokai

March [No.228]

3・30

Bi-monthly Magazine
for The People of Tokai

2011年 [平成23年]



東北地方太平洋沖地震の発生により 臨時版に変更してお届けします

3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、東海村でも震度6弱の揺れを観測しました。この地震により、電気や水道等のライフラインの停止や施設、道路等にも大きな被害がありました。「広報とうかい（お知らせ版）」3月25日号も、この影響により、通常の内容でお届けすることができない状況となりました。おわび申し上げます。

なお、本号は、災害に関するお知らせと3月25日号に掲載を予定していた「いんふおめーしょん」で構成し、臨時版としてお届けします。

Contents [情報満載]

- 村長メッセージ…2
- 災害に関するお知らせ／「り災証明」発行の受け付け…3
- 国民健康保険被保険者証等を紛失した方・
家庭に残したままの方へ…3
- 平成23年度固定資産税の減免…3
- 中止または延期になる催し物…4
- 公共施設の休館等…5
- いんふおめーしょん／コンビニエンスストア等から村税等を納付できます…6
- 障がい福祉サービスの窓口が変更(移動)になります…8

「前進すること、 展望が開け力が満ちてくる」

東海村長 村上 達也

村民の皆さま、お元気で過ごしてでしょうか。国内史上最大の東北地方太平洋沖地震に見舞われ、今日で20日が過ぎようとしております。この地震は本村においてもご家庭、公共の各方面に深い傷を残しました。被災された皆さまにお見舞い申し上げます。しかし、ここに至って次第に日常生活に戻りつつあるやにみえ、少し安堵あんぶしております。一方で二万人を超える犠牲者を出した東北地方を思いますと、ひどく心が痛みます。犠牲者の皆さまに対し、心からご冥福めいふくをお祈り申し上げます。

さて震度6弱の揺れに見舞われた本村の被害もまた半端ではありません。例を挙げますと、上下水道、道路、電気等のライフラインは一時村内全域で完全に機能停止に陥り、復旧に長時間を要しました。また公共施設の被害も想像を超えておりました。東海中学校、照沼小学校、合同庁舎(旧役場庁舎)の3施設は倒壊の恐れがあり永久に使用停止に、文化センターなど多くの施設は当分の間使用停止にすることといたしました。

役場では第一波の揺れが収まると同時に災害対策本部を立ち上げ、大津波への警戒と対策、道路、住宅等の被害状況の確認と応急対策、住民の安否確認、避難所の開設、給水準備等々のことを手始めに、復旧に向け不眠不休で取り組んでまいりました。避難所での収容者は一時15か所、3500人にも達しました。その中で一部不行き届きもあつたかも知れませんが、自分の家の被害を省みず懸命に働いている職員の努力に免かんじょじご寛恕かんじょくださるようお願いいたします。私の目からは、職員の動きはJCO臨界事故時に勝るとも劣らずであり、その姿に感動と誇りさえ覚えております。

しかし、ここまでこれたのは、何よりも忍耐強い村民の皆さまのご理解があつてのことでした。また村・地区社会福祉協議会、自治会、民生委員をはじめとする地区役員そしてボランティアの皆さま、村内建設・管工事業者、商業者によるバックアップでありました。おかげさまでこの難局をひとまず越えることができたことに深く感謝申し上げます。

もちろん、本村においてもいまだ大震災のつめ跡は癒えてはおりません。また福島第一原子力発電所の行方、大きな余震も大変気掛かりではありますが、取り急ぎのあいさつといたします。「前進すること、展望が開け力が満ちてくる」——この言葉を信じ、歩き続けましょう。

役場の電話番号▼

☎ 282-1711 (代表)

屋外放送が無料で聞ける

テレホンサービス▼

☎ 0120-42-4848

東海村公式ホームページ▼

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>

災害に関する お知らせ

～東北地方太平洋沖地震関連のお知らせ(3月23日現在)～

「り災証明書」が必要となる公的支援

現在、支援を行うことを決定している公的支援は以下のとおりです。なお、その他の支援につきましては、決定次第お知らせします。

▼災害見舞金等支給条例による見舞金(住家の全壊・半壊、床上・床下浸水等に適用されます)…

【問】社会福祉課福祉総務担当(内線1184)

▼介護保険料の減免…【問】介護福祉課介護保険担当(内線1163)

▼奨学金の返還猶予…【問】学校教育課企画総務担当(内線1417)

▼国民健康保険税の減免 ▼後期高齢者医療保険料の減免 ▼医療費の猶予措置…【問】保健年金課国保年金担当(内線1131)

平成23年度固定資産税の 震災への措置について

納期限(第1期分)の変更

平成23年度固定資産税の第1期の納期限を変更します。なお、第2期以降の納期限に変更はありません。

■納期限 5月31日(火) ※納税通知書は5月上旬に郵送する予定です。

■問合せ 税務課資産税担当(内線1111)

固定資産税の減免

■対象 ▼全壊または半壊した家屋 ▼流出・埋没・崩壊等により利用できなくなった土地

■申し込み・問合せ 「平成23年度固定資産税納税通知書」と「り災証明書」を持参の上、5月24日(火)までに税務課資産税担当(内線1111)へ申請してください。

被災にかかる支出は領収書の保管を

被災によりやむを得ず支出をした金額を証明できる領収書等は保管しておいてください。確定申告の所得控除(雑損控除)等で使用できる場合もあります。

■問合せ 税務課住民税担当(内線1117)

「り災証明書」発行の受け付け

東北地方太平洋沖地震により、家屋等に被害のあった方に対し、災害を受けたことを証明する「り災証明書」を発行します。

「り災証明書」は、公的支援(災害見舞金等)や民間の支援(個人で加入している地震保険の請求、金融機関からの融資等)を受ける際に必要となる書類です。※「り災証明書」の交付を受けても、その程度によっては制度が適用されない場合があります。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

■場所 総務課(役場行政棟3階)

■申請できる人 家屋等に被害を受けた本人または本人と同一世帯の方 ※それ以外の方については委任状が必要となります。

■必要書類 ①総務課備え付けの申請書 ②印鑑 ③写真(被害箇所を写したものと全体像を写したもの) ※サイズはL判(8.9cm×12.7cm)程度のものをご用意ください。

■その他 ①事前に連絡の上、調査員が伺い現地調査を行います(申請から1か月程度後になります)。②被害箇所は危険であれば撤去・改修してもかまいませんが、必ず写真撮影をしてください。

■申し込み・問合せ 総務課備え付けの申請書に必要な事項を記入し、写真を添付の上、総務課総務法制担当(内線1313)へ申請してください。

国民健康保険被保険者証等を 紛失した方・家庭に残したままの方へ

被災により、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険者証を紛失したあるいは家庭に残したまま避難しているため医療機関に提示できない場合は、「氏名・生年月日・住所」を伝えることで受診できます。医療制度いわゆるマル福・マル特(村独自)や公費負担医療保険制度も同様の取り扱いとします。

■問合せ 保健年金課国保年金担当(内線1133)・地域医療担当(内線1135)

道路に段差や陥没がありますので、スピードの減速を心掛けてください



被災により、村内の道路で段差や陥没等、道路の損傷が多く発生しています。現在、応急処置として碎石を敷くなどの復旧作業を行っていますが、通行の際は十分注意してください。また、自動車等はスピードを減速して通行してください。

■問合せ 道路整備課管理担当
(内線1234)

倒壊の恐れのあるブロック塀等の点検をお願いします

被災により、ブロック塀や土留めブロックの倒壊が多く発生しました。現在倒壊していないブロック塀等にも、ゆがみや傾き、ひび割れなどがある場合があります。ご自宅や店舗等に設置してある場合は点検をお願いします。

■問合せ 道路整備課管理担当(内線1234)

土地・家屋価値等縦覧帳簿の縦覧期間を延長します

村では、平成23年度の土地・家屋価格等の縦覧を行います。なお、震災の措置として縦覧期間を延長して実施します。

●期 間 4月1日(金)から5月31日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

●縦覧場所 税務課(役場行政棟1階)

●対 象 ①固定資産税の納税者 ②委任状等を持参した代理人 ※「土地価格等縦覧帳簿」を縦覧できるのは村内に土地を所有している方、「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できるのは村内に家屋を所有している方に限ります。

●その他 自動車運転免許証等(本人確認ができるもの)をご持参ください。※代理の方は委任状が必要となります(法人の場合は法人代表者印を押印)。

●問合せ 税務課資産税担当(内線1111)

詐欺にご注意ください！

被災した屋根の修理や、住宅のリフォーム工事を持ち掛け、不安をあおって高額な契約をせまったり、「売り上げの一部を義援金にする」と商品の購入を持ち掛けたりする事例が報告されています。少しでも不審な点がありましたら、すぐに契約をせずに、消費生活センターへご相談ください。

■問合せ 消費生活センター(☎0570-064-370)

デマンドタクシーを運休しています

デマンドタクシー「あいのりくん」は、利用予約等を受け付ける情報センターが置かれる合同庁舎の安全確保が困難などの理由により、運休しており、現在4月中の運行再開に向けた対策を急いでいるところです。

■問合せ 政策推進課企画調整担当(内線1335)・東海村社会福祉協議会(☎282-2804)

中止または延期になる催し物

「広報とうかい」3月10日号以前に掲載したもので中止または延期になる催し物は下記のとおりです。

▼水中体操教室【前半中止】 ▼脳筋体操【延期】

●問合せ 高齢者センター(☎282-4300)

▼女性のための囲碁教室【中止】

●問合せ 東海村文化・スポーツ振興財団(東海文化センター内 ☎282-8511)

▼総合計画シンポジウム【中止】

●問合せ 政策推進課政策推進担当(内線1331)

▼エンジョイヘルスアップ【延期】 ▼ボディーケア教室【中止】

●問合せ 総合体育館(☎283-0673)

▼ステーションギャラリーの各種展示【中止】

●問合せ 東海駅コミュニティ施設管理室(☎287-3680)

▼第23回東海さくらまつり【中止】

●問合せ 東海村観光協会(経済課内 内線1439)

▼平成23年度・前期中央公民館講座【中止】

●問合せ 中央公民館(☎282-3329)

いばらきこころのホットライン

県では、被災に関する心の悩みを電話相談でお受けしています。

■電話番号 ☎0120-236-556（毎日午前9時～午後4時）

窓口業務時間延長は通常どおり実施

被災の影響により中止していた窓口業務時間延長は4月7日(木)から通常通り実施します。

■実施日時 第1・3木曜日 午後7時まで

■問合せ 政策推進課政策推進担当(内線1335)

公共施設の休館等

【臨時休館】東海文化センター、 【使用禁止】東海駅コミュニティ施設

東海文化センターは、安全が確認できるまで、当分の間休館します。

また、東海駅コミュニティ施設(ギャラリー・待合室)も、安全が確認できるまで、当分の間使用できません。

●問合せ 東海村文化・スポーツ振興財団(東海文化センター内 ☎282-8511)

「えがお」の事務所を移転します

ボランティア市民活動センター「えがお」の事務局を、合同庁舎から総合福祉センター「絆」へ移転します。なお、問い合わせ先も変更となりますのでご注意ください。

■問合せ ボランティア市民活動センター「えがお」(☎282-2804)

村松保育所、舟石川保育所を 移転します

村松保育所、舟石川保育所は、安全の確保が困難なため、使用を禁止します。これに伴い、各保育所は下記に移転します。

村松保育所 ▶総合福祉センター「絆」(児童センター)

舟石川保育所 ▶百塚保育所

●問合せ 社会福祉課こども室(内線1183)

照沼小学校、東海中学校を 移転します

照沼小学校、東海中学校は、安全の確保が困難なため、使用を禁止します。これに伴い、各小中学校は下記に移転します。

照沼小学校 ▶村松小学校

東海中学校 ▶東海中学校(新館)、東海南中学校、中央公民館

■問合せ 学校教育課企画総務担当(内線1417)

【使用禁止】合同庁舎

合同庁舎は、安全の確保が困難なため、使用を禁止します。

■問合せ 財務課管財担当(内線1385)

【使用中止】中央公民館 【中止】前期中央公民館講座

中央公民館は、東海中学校の教室として使用するため、当分の間使用できません。

これに伴い、平成23年度・前期公民館講座(4月16日～9月17日実施分)も中止とします。

●問合せ 中央公民館(☎282-3329)

【臨時休館】リサイクルプラザとうかい

リサイクルプラザとうかいは、安全が確認できるまで、当分の間休館します。

■問合せ ごみゼロ推進課(清掃センター内 ☎282-7289)

【臨時休館】総合体育館 【使用禁止】久慈川河川敷運動場ほか

総合体育館は、安全が確認できるまで、当分の間休館します。

また、久慈川河川敷運動場、東海南中学校夜間照明グラウンド、東海村テニスコートも、安全が確認できるまで、当分の間使用できません。

●問合せ 総合体育館(☎283-0673)

【使用禁止】総合福祉センター「絆」

総合福祉センター「絆」は、避難所・保育所として使用するため、当分の間使用できません。なお、保健センターおよび社会福祉協議会の窓口はご利用になれます。

■問合せ 保健センター(☎282-2797)、東海村社会福祉協議会(☎282-2804)

いんぽお めーしょん

役場の
電話番号 ☎ 282-1711(代表)
屋外放送が無料で聞けるテレホンサービス(☎0120-42-4848)



コンビニエンスストア等から 村税等を納付できます

4月から、これまでの金融機関等に加え、コンビニエンスストアと郵便局(うちよ銀行(関東各都県と山梨県に限る)から、納期限内に限り、村税等を納付できるようになります。納付できる税金等▼固定資産税・都市計画税 軽自動車税・村民税 (普通徴収分)・国民健康保険税(普通徴収分)・介護保険料(普通徴収分)・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)※コンビニエンスストアでは全期前納を除きます。納付できるコンビニエンスストア▼

●4月の休日診療●

診療時間 午前9時30分から午後2時まで
※正午～午後1時を除きます。

期日	医療機関名	電話番号
3日(日)	茨城東病院	282-1151
10日(日)	村立東海病院	282-2188
17日(日)	尾形クリニック	283-4781
24日(日)	村立東海病院	282-2188
29日(金)	村立東海病院	282-2188

救急医療機関をお探しのときは ▼毎日…24時間対応

茨城県救急医療情報コントロールセンター
(☎241-4199)

茨城子ども救急電話相談 ▼午前9時～午後5時…日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)▼午後6時30分～11時30分…毎日

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
(☎ #8000)

すべての電話から (☎ 254-9900)

村では、村民の太陽エネルギー利用を積極的に支援することにより、

住宅用太陽光発電システムの 設置費用を補助します

イーエムピーエムエブリワン/くらしハウス/ココストア/コミュニティ・ストア/サークルK/サンクス/スパイ北海道/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セイコーマート/セブオン/セブン・イレブン/タイエー/ディーヤマザキ/ハセガワストア/フアミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ヤマザキデイリーストア/ローソン/MK設置店 ※コンビニエンスストアではバーコードが印字されていない納付書は使用できません。関税務課収納管理室(内線1115)

●4月の心配ごと相談・人権相談・行政相談等●

場所	心配ごと相談所(総合福祉センター「絆」内)	
問合せ	東海村社会福祉協議会(☎282-2804)	
相談日	時間	相談種別
1日(金)	10:00～12:00	法律相談(当日受付)
	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談
8日(金)	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談・行政相談
	10:00～12:00	行政書士による相談
15日(金)	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談・行政相談
22日(金)	10:00～14:00	心配ごと相談・人権相談
毎週	13:30～15:00	心配ごと電話相談
月・水曜日	(祝日を除く)	(☎282-0917)

●4月の二つ相談・女性生活相談・消費生活相談● ※当分の間、電話対応のみとさせていただきます。

場所	村民相談室(役場行政棟2階)
問合せ	自治推進課村民相談室(内線1275)
●二つ相談(☎287-0862)	
期日	毎週火・金曜日(祝日を除く)
時間	午前9時～正午、午後1時～5時
●女性生活相談(☎287-0863)	
期日	毎週月・水・木曜日(祝日を除く)
時間	午前9時～正午、午後1時～4時
●消費生活相談(☎287-0858)	
期日	毎週月～金曜日(祝日を除く)
時間	午前9時～正午、午後1時～4時

へ申し込みください。※▽申し込み時に申請書等をお渡しします。▽必ず設置前に補助金交付予約申込書を提出してください。

浄化槽の設置費用を補助します

村では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や環境衛生の向上を図り、村民の生活環境を保全するため、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

対象▼村内に合併処理浄化槽を設置する▽公共下水道事業認可区域外(現在下水道工事が行われていない場所でも、認可区域に入っている場合は不可)▽専用住宅(店舗併用の場合は居宅部分が2分の1以上)▽平成24年3月23日(金)

までに村の完了検査を受けられる
▽5人槽の場合は床面積140平方メートル以下、10人槽の場合は二世帯住宅(浴室・台所がそれぞれ別)——を満たす方

補助金額▼5人槽：33万2000円
7人槽：41万4000円 10人槽：54万8000円 ※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は9万円を上乗せした金額となります。

申請書の請求▼申し込み期間中に、設置する浄化槽の名義人またはその家族が下水道課(役場行政棟2階)へお越しください。※設置場所と設置する浄化槽の大きさを確認した後で申請書等をお渡しします。

申・問 4月1日(金)から12月28日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分(予算額に達した場合はその時点で終了)に、下水道課管理担当(内線1223)へ申し込みください。
※必ず設置前に申請してください。

生ごみ処理機器の購入費用を補助します

村では、村内の各家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入する費用を補助します。

対象▼村内に住所を有する世帯
補助金額▼電動生ごみ処理機器：3万円を上限に購入価格の2分の

1を補助(1台/世帯) 電動生ごみ処理機器以外(コンポスト容器)：1台当たり4000円を上限に販売価格の2分の1を補助(2台まで/世帯)

購入方法▼4月1日(金)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分(予算額に達した場合はその時点で終了)に、環境政策課(役場行政棟4階)へお越しの上、生ごみ処理機器購入にかかる整理券の交付を受け、村が指定した販売店で購入してください。※販売店には、村から交付を受けた整理券・購入費用・朱肉を使う印鑑をご持参ください。

問 環境政策課環境保全担当(内線1451)

犬と猫の避妊・去勢手術費用を補助します

村では、犬と猫の無秩序な繁殖を抑制し、野良犬等による危害や迷惑を防止するため、飼い犬と飼い猫の避妊・去勢手術費用を補助します。

対象▼村内に住所を有する方が飼育する犬(畜大登録と狂犬病予防注射が済んでいる)または猫

補助金額▼避妊手術：4000円/頭
去勢手術：3000円/頭
申・問 4月1日(金)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分(予算額に達した

場合はその時点で終了)に、朱肉を使う印鑑を持参し、環境政策課(役場行政棟4階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、環境政策課環境保全担当(内線1451)へ申し込みください。※必ず施術前に申請してください。

農振除外の申請を受け付けます

農業振興地域内における農用地を農業以外の目的で利用する場合、農用地区域除外申請(農振除外)の手続きが必要となります。

申・問 4月1日(金)から5月2日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に必要書類を持参の上、経済課農業振興担当(役場行政棟4階)内線1433へ申し込みください。



「妊婦健康診査受診票」を交換します

「妊婦一般健康診査」の充実(公費負担の拡大)に伴い、4月1日から「妊婦健康診査受診票」の一部が新しくなります。4月1日(金)以降に、第1回・6回・8回・12回の妊婦健診

を受ける方は、現在お持ちの「妊婦健康診査受診票」との交換をお願いします。※第1回・6回・8回・12回以外の「妊婦健康診査受診票」と「乳児健康診査受診票」は変更ありません。

交換日時▼4月1日(金)以降(土・日曜日と祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
場所▼保健センター
用意する物▼母子健康手帳、「妊婦・乳児健康診査受診票つづり」(母子健康手帳と同時交付)
問 保健センター(☎282局2797)

「すこやかチャレンジ健康カレンダー」予防接種編に関するお知らせ

3月はじめに、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンを含む、ワクチン同時接種後の死亡例が報告されました。村は、国の方針で、今回の死亡とワクチン接種の因果関係の評価を実施するまでの間、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種を一時的に見合わせることにしました。平成23年度版「すこやかチャレンジ健康カレンダー」の、予防接種編「子どもの任意予防接種費用助成の小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンについても同様の取り扱いとなります。※ワクチンの安全性が確認され、接種を再開する時点で、対象者に案内を郵送します。

福祉



4月から障がい福祉サービス の窓口が変更(移動)になります

村では、障がい福祉サービスに関する業務を役場行政棟1階の介護福祉課障がい支援担当となごみ総合支援センターに分けて対応していましたが、住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、なごみ総合支援センターに集約します。4月1日(金)からは、身体障害者手帳や療育手帳の手続きをはじめとする介護福祉課障がい支援担当の業務は、なごみ総合支援センター内の「地域生活支援センター」で行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●3月31日まで：介護福祉課障がい支援担当(内線1166) 4月1日から：地域生活支援センター(なごみ総合支援センター内) ☎287局2525)

各種福祉サービスの助成券を 発行します

村では、各種福祉サービスを利用するための助成券を4月1日(金)から発行します。※現在の助成券は、3月31日(木)までとなります。

【通院時タクシー利用料金助成(即日

交付)

対象等▼①要介護1以上で65歳以上

②身体障害者手帳1級〜3級③療育手帳A④精神障害者保健福祉手帳1級・2級⑤難病の認定を受けている方——のいずれかに該当する方 ※②〜④に該当する方は地域生活支援センター(なごみ総合支援センター内) ☎287局2525)へ、⑤に該当する方は保健センター(☎282局2797)へ申し込みください。

【訪問理美容サービス(即日交付)】

対象等▼①要介護3以上②身体障害者手帳1級・2級③65歳以上の虚弱な方で理美容所を利用することが困難——のいずれかに該当する方

【はり・きゅう・マッサージ等施術費助成(即日交付)】

対象等▼①70歳以上②身体障害者手帳1級・2級——のいずれかに該当する方

【家族介護用品購入費助成】

対象等▼①要介護4以上で常時介護を必要とする65歳以上の寝たきりの方②要介護3以上で65歳以上の認知症の方③身体障害者手帳または療育手帳をお持ちで重度の障がいがある方——のいずれかの方を在宅で介護している方

【申・問】

介護福祉課高齢支援担当(内線1164) ※不正利用を確認した場合、助成券を回収し、全額自己負担になります。

4月の資源物・ごみ収集日割表

資源物		燃えないごみ・粗大ごみ	
真崎、村松北、舟石川中丸、外宿2	1日・8日 15日・22日	外宿1	12日・26日
船場、照沼	1日・15日	内宿1、亀下	6日・13日 20日・27日
原子力機構(長堀・荒谷台・箕輪)、須和間、フローレスタ須和間	4日・11日 18日・25日	百塚、内宿2、豊岡、舟石川3 竹瓦	6日・20日 13日・27日
緑ヶ丘	4日・18日	舟石川2	7日・14日 21日・28日
白方	11日・25日	南台、川根	7日・21日
舟石川1、原子力機構(百塚)	5日・12日 19日・26日	豊白	14日・28日
宿、押延、岡	5日・19日	※各回収日の午前7時から8時30分までに出してください。	
燃えるごみ ※祝日の収集も行います。			
真崎、村松北、白方、宿、岡、原子力機構(箕輪・百塚・荒谷台)、真砂寮、権現山寮、南台、緑ヶ丘、押延、須和間、川根、照沼、豊岡、亀下、フローレスタ須和間		(毎週)月曜日・木曜日	
舟石川1、舟石川2、舟石川3、舟石川中丸、百塚、豊白、原子力機構(長堀)、長堀寮、外宿1、外宿2、船場、竹瓦、内宿1、内宿2		(毎週)火曜日・金曜日	

※平成23年4月1日から「原子力機構長堀1区・長堀2区」が統合され、「原子力機構長堀区」となります。

〈東海村公式ホームページ〉 <http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>



「広報とうかい」は、環境に配慮して「大豆インキ」と「古紙パルプ配合率100%再生紙」を使用しています。